

藤沢市屋外広告物条例の一部改正について
藤沢市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）2 月 13 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例
藤沢市屋外広告物条例（平成 19 年藤沢市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

（管理義務）

第 12 条 広告物等を表示し、設置し、若しくは管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下これらを「所有者等」という。）は、広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第 13 条を削る。

第 14 条第 1 項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第 2 項中「神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」を「規則で定める者」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条第 3 項中「及び第 12 条」を削り、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（点検）

第 15 条 第 7 条第 1 項の許可（現に設置されている掲出物件に広告物を表示し、又は設置するものに限る。）を受けようとする者又は前条第 2 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める者に点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物については、この限りでない。

第16条第2項中「第12条から第14条まで」を「第12条、第13条、第15条」に改める。

第19条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者」を「の所有者等」に改め、同条第2項中「を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者」を「の所有者等」に改める。

第26条第1項中「を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者」を「の所有者等」に改める。

第30条第3号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第32条を削る。

第33条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第32条とする。

別表第2建築物の壁面を利用するものの項壁面に直接表示し、又は設置するものの項自然系許可地域の項中3に次のただし書を加える。

ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つを表す文字又はシンボルマークその他これらに類するもののうち一つを立体的に加工したものを壁面に直接取り付けることによって表示するもの（以下「建築物名称等の切り文字等」という。）は、この限りでない。

別表第2建築物の壁面を利用するものの項壁面に直接表示し、又は設置するものの項住居系許可地域の項3に次のただし書を加える。

ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。

別表第2建築物の壁面を利用するものの項壁面に直接表示し、又は設置するものの項工業系許可地域の項3に次のただし書を加える。

ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。

別表第2建築物の壁面を利用するものの項壁面に直接表示し、又は設置するものの項沿道系許可地域商業系許可地域の項3に次のただし書を加える。

ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。

別表第3中

「 電車又は自動 車の外面を利 用するもの （電車又は路	1	表示の位置は、前面以外の外面とすること。
	2	1の車両についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。
	3	側面に表示するものについては、1件につき縦

線バスの1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。)	0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 4 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。 5 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、前各号の規定は、適用しない。
電車又は路線バスの外面を利用するもので、1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの	1 電車の1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。 2 路線バスの外面に広告物を表示することができる位置は、前面以外の外面とし、路線バスの車体の窓から上部については、広告物の地色を1色とすること。 3 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。 4 発光し、蛍光塗料、発光塗料その他これらに類するものを使用する広告物で、運転者を幻惑させるおそれのあるものは、表示しないこと。 5 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。 6 色彩、意匠その他表示の方法を走行する地域の景観に配慮したものとする。

を

電車の外面を利用するもの	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。 2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 4 次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 次のア及びイのいずれにも適合するものであること。 ア 前面又は後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、それぞれ1件に限ること。 イ 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 (2) 次のア及びイのいずれにも適合するものであること。 ア 1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。 イ 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。
--------------	---

自動車等（路線バスに限る。）の外面を利用するもの	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。 2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させる恐れのあるものは、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 4 次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。 - ア 表示の位置は、前面以外とすること。 - イ 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 - ウ 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。 (2) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。 - ア 表示の位置は、前面以外とすること。 - イ 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 - ウ 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告は表示しないこと。 2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 4 表示の位置は、前面以外とすること。 5 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 6 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。 7 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、第4項から前項までの規定は、適用しない。

改める。

別表第4自動車の外面を利用するもの（路線バスの1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）の項及び路線バスの外面を利用するもので、1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものの項を次のように改める。

自動車等（路線バスに限る。）の外面を利用するもの	すべての街区	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。 2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させる恐れのあるものは、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 4 次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。 ア 表示の位置は、前面以外とすること。 イ 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 ウ 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。 (2) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。 ア 表示の位置は、前面以外とすること。 イ 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 ウ 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの	すべての街区	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告は表示しないこと。 2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 4 表示の位置は、前面以外とすること。 5 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 6 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。 7 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、第4項から前項までの規定は、適用しない。

別表第6のぼり旗の項中「100円」を「1月ごとに100円」に改め、同表広告幕の項中「200円」を「1月ごとに200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日

以後の申請に係る屋外広告物について適用し、同日前の申請に係る屋外広告物については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、屋外広告物の点検を義務化し、及び屋外広告物を取り巻く状況の変化に対応するため、所要の改正をする必要による。